

スが乗客23名を乗せ運行中、対向車線をはみ出してきた乗用車と衝突した。
この事故により、当該バスの乗客9名、乗用車の運転者及び同乗者3名の計13名が軽傷を負った。

(2) 乗合バスの車内事故

2月10日(水)午後4時30分頃、熊本県の市道において、県内に営業所を置く乗合バスが乗客6名を乗せ運行中、停留所にて降車扱い後発車したところ、座席を移動中の乗客が揺動により転倒した。
この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(3) 貸切バスの火災事故

2月8日(月)午前9時10分頃、滋賀県の高速道路において、大阪府に営業所を置く貸切バスが回送運行中、エンジンが停止してしまい路肩に停車したところ、エンジン付近から煙が出ていたため、当該バス運転者が消火器で消火した。
この事故による負傷者はなし。

(4) 法人タクシーの死傷事故

2月9日(火)午後7時51分頃、千葉県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、歩道から車道へ転倒してきた歩行者をはねた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。

(5) トラクタ・セミトレーラの酒気帯び衝突事故

2月8日(月)午後2時50分頃、大分県の国道の交差点において、福岡県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラが運行中、赤信号で停車中のダンプに追突、追突されたダンプは前方で停車中のタンク車に追突した。
この事故により、ダンプ運転者が軽傷を負った。
事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・セミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。

(6) 大型トラックの衝突事故

2月11日(木)午後1時20分頃、沖縄県の国道において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、同方向に進行中の車両に衝突した後、中央分離帯を乗り越え付近の鉄柱に衝突し、乗用車と衝突した。当該鉄柱はこの衝突により倒れ、対向車線を走行中の別の乗用車に落下した。
この事故により、鉄柱の下敷きとなった乗用車に乗車していた2名が死亡したほか、大型トラック運転者が重傷、当該トラックと衝突した乗用車に乗車していた2名が軽傷を負った。

上記6件の死傷者数計：死亡3名、重傷2名、軽傷16名（速報値）



2. トピック

(1) 事業用自動車の健康起因事故の防止に向けて (新着情報)

今般、令和元年の健康起因事故件数がまとまり327件となりました。平成30年の363件よりは減少しましたが、依然として増加傾向となっています。統計を取り始めた平成25年からの累計で事故の3割で心臓疾患、脳疾患、大動脈瘤及び解離が原因となり、そのうち4割以上の運転者が亡くなられています。運転者の健康管理については、引き続き徹底を図るようお願いします。

国土交通省では、最近の健康起因事故の発生状況等について情報共有を図るとともに、主要疾病の早期発見に有効なスクリーニング検査の普及方策について検討するため、令和2年度事業用自動車健康起因事故対策協議会を2月5日に開催しました。

当該協議会の資料につきまして、ホームページに公開しております。
→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidousya_ansei.html

(2) 事業用自動車総合安全プラン2025(案)に対するパブリックコメントの募集結果について (新着情報)

国土交通省では、1月26日から2月8日まで、事業用自動車総合安全プラン2025(案)についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、37件(15名)のご意見が寄せられました。皆様方のご協力に深く御礼申し上げます。

お寄せいただいたご意見に対する国土交通省の回答につきましては、別途公表させて頂くとともに、3月に「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」を開催しとりまとめる予定となっています。

今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(3) 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について

(配信日：R3.1.29)

今般、次の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表しましたのでお知らせします。

- 特別重要調査対象
 - ・大型乗合バスの衝突事故（横浜市西区）
- 重要調査対象
 - ・大型タンク車の追突事故（北海道石狩郡当別町）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000441.html

(4) 冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました
～雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁です～
(配信日：R3.1.29)

昨年末以降の大雪により、関越道や北陸道において多くの大型車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、バス・トラック運送事業者は、雪道において適正な冬用タイヤを使用していることを確認しなければならないこととしました。

1. 改正の概要

(1) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
・整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度※よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。

・運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。

(2) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正

・乗合バス・貸切バスについて、上記(1)と同様の改正を行います。

※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れます。

2. スケジュール

公 布 : 令和3年1月26日

施 行 : 公布の日

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000264.html

(5) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

(配信日 : R2. 12. 18)

本格的な降積雪期を迎えた中、今般、関越自動車道などにおいて多数の車両が立ち往生する事態が発生いたしました。

自動車運送事業者の皆様におかれましては、特に積雪・凍結等の気象状況を踏まえ、タイヤチェーンを携行し早期に装着するなど、次の事項について徹底していただき、降積雪期における輸送の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

(1) 気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。

- ① 災害発生時の社内における連絡体制を改めて確認すること。
- ② 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。
- ③ 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
- ④ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
- ⑤ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、バスの運休、タクシーの配車の休止、宅配便の集配荷の休止など、サービスの停止に係る情報については、ホームページ等を通じて利用者に分かりやすく情報提供すること。
- ⑥ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

(2) スタッドレスタイヤへ交換する等タイヤ交換時に、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理、交換作業後の増し締め等を確実にすること。

(6) 事故の恐ろしさを知って！大型車の車輪脱落事故～大型車の車輪脱落事故の危険性を知っていただくための啓発ビデオを公開しました～

(配信日 : R2. 12. 18)

「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の活動の一環として、大型車の車輪脱落が死亡事故につながる危険性があることを啓発するビデオを、YouTube国交省公式アカウントに公開しました。

毎年、冬用タイヤに交換するこの時期に大型車の車輪脱落事故が多く発生してい

ることから、本年11月から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しているところです（10月30日プレスリリースを参照

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html）。

今般、同キャンペーンの一環として、大型車のタイヤが人体に衝突するとどのような事態になるかを実験し、車輪脱落事故の恐ろしさを実感してもらい、適切なタイヤ交換作業及びタイヤ交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける啓発ビデオを公開しました。

大型車ユーザーにおかれましては、人命を奪う悲惨な事故を繰り返さないためにも、是非ご覧いただき、事故防止対策の積極的な取組をお願いします。

※安全啓発ビデオは、以下のリンク先で公開しています。

→ <https://youtu.be/BE6-rcq81C8>

(7) 換気シミュレーションを踏まえたタクシー車内における新型コロナウイルスの感染防止対策について（要請）

（配信日：R2.11.27）

今般、スーパーコンピュータ富岳を用いて、タクシーの車内における換気性能や飛沫拡散の状況についてシミュレーションが行われました。

シミュレーションの結果では、タクシーの換気性能は高いこと、運転者・乗客ともにマスク着用の効果は極めて大きいこと等が確認されました。

タクシー車内における感染防止対策については、今般のシミュレーションの結果を踏まえ、車内での感染を防止するために以下の取組を着実に実施いただきますようお願いいたします。

1. エアコンを「外気導入モード」に設定し、風量を通常レベル以上とすることにより、車内換気を徹底することとし、「内気循環モード」は車内での感染リスクを高める可能性があるため可能な限り利用を避けること。

なお、「外気導入モード」について乗客から苦情が寄せられる場合には、乗客の安全・健康を損なわないよう配慮しつつ、スーパーコンピュータ富岳のシミュレーションの結果等も踏まえ、「外気導入モード」による車内換気が有効であることを丁寧に説明して理解・協力を求めること。

2. 運転者又は乗客が咳をした場合の飛沫の飛散を防ぐため、運転者のマスク着用を徹底するとともに、乗客にもマスクの着用について理解・協力を求めること。

〈参考・スーパーコンピュータ富岳によるシミュレーション結果（理化学研究所ホームページ）〉

→ <https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>

(8) 運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査～今年度も覆面添乗調査を実施～
(配信日：R2.11.27)

国土交通省では、民間の調査員による運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査しています。

今年度においては、令和2年12月から令和3年3月にかけて実施します。

国土交通省では、貸切バス事業者の法令遵守の状況を確認するため、監査官が営業所に立ち入る臨店監査や、観光地や空港等のバス発着場において街頭監査を実施しています。

上記に加え、民間に調査を委託し、実際に運行する貸切バスに調査員が一般の利用者として乗り込み、貸切バスが運行中、適切に休憩を取っているかや、交替運転者が必要な場合に確実に交替しているか等、法令遵守状況などについて調査しています。

本調査において法令違反のおそれが確認された事業者に対しては、後日、国による監査を実施します。

1. 今年度の調査予定

- ①調査対象者： 貸切バス事業者※無通告により実施
- ②調査実施者： 国土交通省自動車局が委託した者（民間）
- ③実施時期： 令和2年12月～令和3年3月
- ④調査項目： 区域外運送の有無、休憩時間の確保、シートベルトの装着の案内や装着の状況、交替運転者の交替状況、事業者名等の車内外表示など

2. 昨年度までの調査結果

本調査は、平成29年度より実施し、これまでに2事業者について法令違反のおそれが確認されたため、当該事業者の営業所に監査を実施しました。その結果、いずれの事業者についても法令違反が確認されたため、2事業者とも行政処分を実施しました。

(9) 事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施
(配信日：R2.10.30)

大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、令和2年11月1日から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施

します。

1. 令和元年度の大型車※の車輪脱落事故の発生状況

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

- ・発生件数は112件（昨年比31件増加）
- ・冬期（10月～2月）に多く発生
- ・特に東北地区で多く発生
- ・車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- ・タイヤ交換作業が集中する11月に交換した車両の事故が多い
- ・車輪脱落箇所は左後輪に集中

2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

国土交通省では、昨年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査検討ワーキンググループ」（座長：交通安全環境研究所伊藤紳一郎副部長）を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめが決定されました。

国土交通省では、この中間とりまとめの決定を受けて、「令和2年度緊急対策」の早期かつ確実な実施を図るため、関係業界の協力のもと、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【実施期間】令和2年11月1日～令和3年2月28日

【主な実施項目】

- ・運送事業者等に対する事故防止対策の周知・指導
- ・運送事業者による大型車の「ホイール・ナットの緩み」の総点検実施
- ・貨物運送事業者では、タイヤ交換時の作業管理表を使用した正しいタイヤ交換作業実施
- ・トラックのホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進し、日常点検でのホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html

(10) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について
(再要請)

(配信日：R2.5.22)

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標に掲げ、様々な取組を実施してきたところです。また、昨年5月にも「事業用自動車の運

* 自動車局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/hotline.html>)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

